

[別表9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（徳島労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	特定技能計	特定産業分野（注1）											
		介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業（注2）	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
<b>総数</b>	<b>205</b>	<b>34</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>20</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>95</b>	<b>4</b>	<b>43</b>	<b>2</b>
1 徳島公共職業安定所	70	13	2	1	13	2	0	0	1	26	0	12	0
2 三好公共職業安定所	10	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	5	0
3 美馬公共職業安定所	24	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	19	0
4 阿南公共職業安定所	15	7	0	0	1	0	0	0	0	2	1	3	1
5 吉野川公共職業安定所	32	8	0	0	0	0	0	0	0	20	0	4	0
6 鳴門公共職業安定所	54	5	0	0	2	0	0	0	0	43	3	0	1

注1：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。

注2：令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。